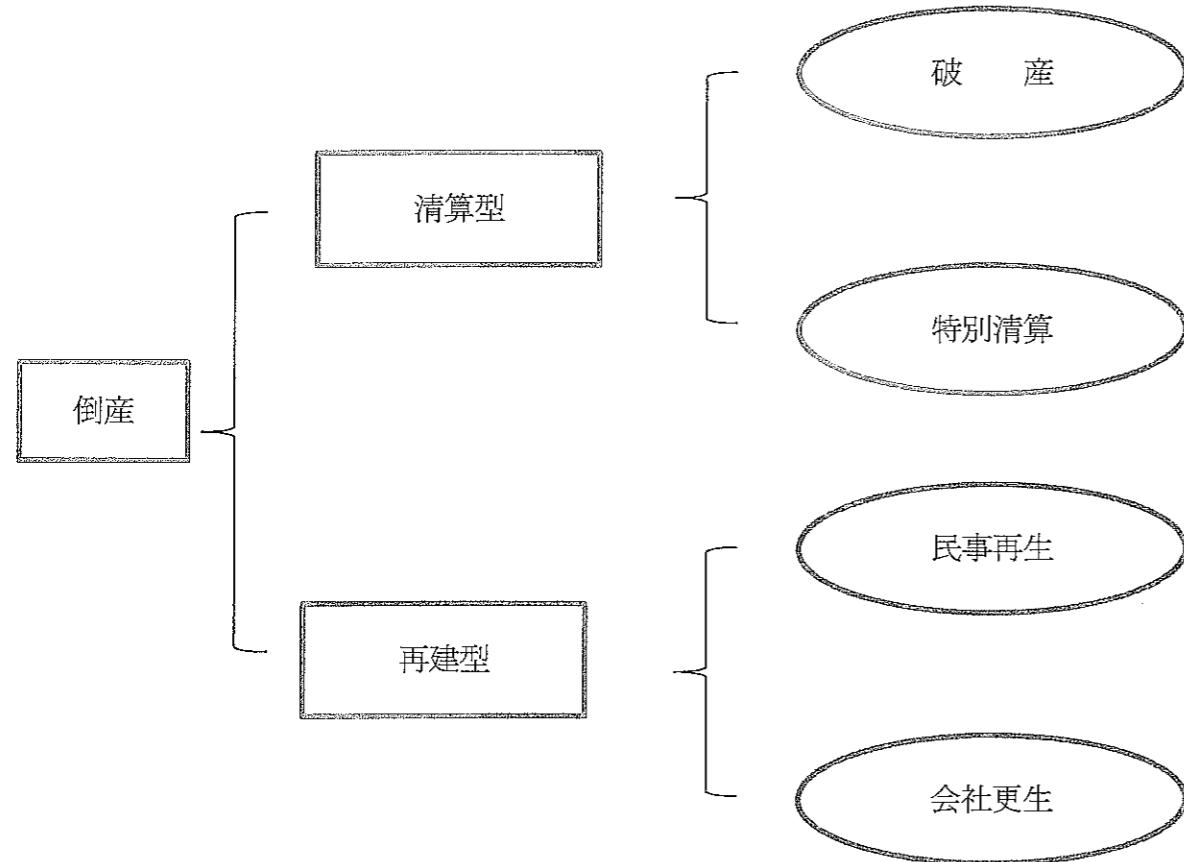


取引先の破産について

文責 伊塚允耶 (阿部哲茂法律事務所 弁護士)

1 「倒産」とは



◆ 清算型手続きと再建型手続きの違い

- ・清算型手続き・・・

債務者の総財産を現実に売却ないし処分することで金銭化し、その換価金を各債権者にその債権額に応じて配分する手続

- ・再建型手続き・・・

債務者の事業所得を維持し、あるいは、その事業の収益力を向上させ、他方でその負債を維持・向上された収益力で支払える範囲にまで圧縮することにより、債務者の支払い能力を回復させる手続

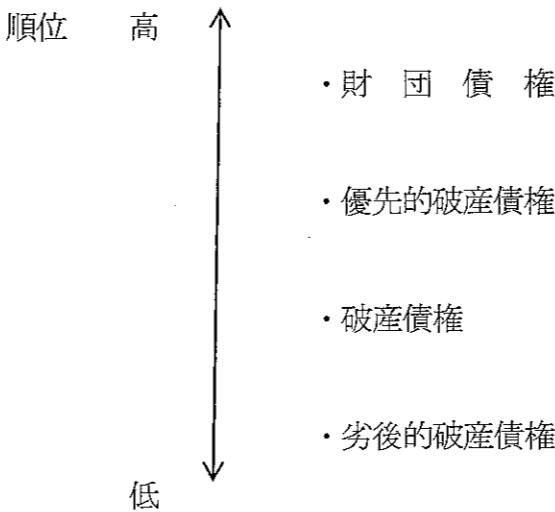
2 破産の効果

裁判所より破産手続開始の決定が行われると以下の効果が生じる（法人を念頭に）。

- ① 破産管財人が就任する → 破産者（代表者）は、財産の管理処分権を失う
破産管財人とは・・・破産裁判所の監督の下、破産手続きにおける破産財団（破産者の責任財産）の調査・管理・換価処分・配当等の手続きを行う者

- ② 破産手続外での債権回収が禁止される
→ 債権回収を行っても管財人により否認される（後述）

- ③ 債権に優先順位がつく



3 破産手続きの終了

管財人により換価（金銭化）された破産財団を上述の優先順位に従い弁済を行う。

同順位の債権は、債権額により按分弁済する。

→ ただし、通常の破産債権は、配当を受けられないか配当率が非常に少ない。ⁱ

4 取引先の破産に対する備え

(1) 前提 — 否認権

- ・ 証害行為（破産法160条）
 - ・・・破産者の責任財産を毀損する行為
- Ex) 所有不動産の無償譲渡

- ・ 偏頗弁済（破産法162条）
 - ・・・債権者間の平等に反する弁済等を行うこと

→ たとえ破産者との合意があったとしても、いずれの行為についても破産管財人は取り消す権限を有する。

(2) 破産管財人に対抗できる権利

ア 担保権

- ・ 特別の先取特権
- ・ 質権
- ・ 抵当権
- ・ 譲渡担保

イ 相殺権

相殺の担保的効力は破産した場合においても有効
ただし、一定の制限があり

5 具体的ケースの検討

(1) 賃貸借契約関係

◆賃貸人破産の場合

◆賃借人破産の場合

(2) 商品売買の売掛金債権

6 おわりに

¹ 最高裁判所平成26年の統計によれば、平成26年に破産手続きが終了した7万5790件のうち、配当があったものは8258件であり、約10.9%にすぎない。

破産手続における債権相互の優先関係

債権区分	優先順位	債 権 科 目	条 文	注
財団債権	I	共益的性格のある財団債権		
		1 破産財団の管理、換価及び配当に関する費用請求権	152条2項(148条1項2号)	破産管財人の報酬は、第一順位となる(最判昭45・10・30民集24-11-1667)。
		2 破産財団の管理、換価及び配当に関する費用請求権、破産債権者との共同の利益のためにする裁判上の費用請求権	152条2項(148条1項1号・2号)	開始決定後に納税義務が成立する固定資産税等(オーバーローン状態の場合を含む。)
	II	破産財団に関し保全管理人がした行為によって生じた請求権であって、破産財団の管理、換価等に関する費用に該当するもの	152条2項括弧書き (148条1項2号, 148条4項)	
		その他の財団債権		
		・ 破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた租税等の請求権で、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から1年を経過していないもの	148条1項3号	財団債権となる租税債権等に関する延滞税、利子税又は延滞金は、財団債権となり、加算税・加算金は劣後的破産債権となる(97条5号)。
		・ 破産手続開始決定前3月の破産者の使用者の給料請求権	149条1項	
		・ 破産手続終了前に退職した使用者の退職手当請求権の退職前3月間の給料の総額(破産手続開始前3月間の給料の総額より少ない場合には、多いほう)	149条2項	
		・ 148条1項4号ないし8号規定の財団債権	148条2項・4項、 150条、 168条など	
		・ その他の財団債権		
優先的破産債権	I	国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収できる租税債権	98条1項・2項、 国税徴収法8条	優先的破産債権となる租税債権等に関する延滞税、利子税又は延滞金は、優先的破産債権となり、加算税・加算金は劣後的破産債権(97条5号)となる。なお、国税徴収法13条の先着手主義は、破産手続では除外。
	II	国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収できる公課	98条1項・2項、 国税徴収法8条	
	III	給料その他破産者と使用者との雇用関係に基づいて発生した請求権	98条1項・2項、 民法308条	
	IV	破産者が自然人の場合の上水道・電気・ガスの使用料のうち、破産手続開始決定前6月間の供給部分に係る使用料	98条1項・2項、 民法310条	
破産債権		破産者に対し、破産手続開始決定前の原因に基づき発生した財産上の請求権で財団債権に該当しないもの	2条5号	
劣後的破産債権	I	99条1項に規定する請求権	99条1項	
		・ 破産手続開始後の利息請求権	97条1号	
		・ 破産手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権	97条2号	
		・ 破産手続開始後の延滞税、利子税又は延滞金の請求権	97条3号	優先的破産債権となるものであっても、破産手続開始決定後は、延滞税等は劣後的破産債権
		・ 租税等の請求権で、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生じるもの	97条4号	租税債権につき、148条1項2号に該当しないものは、全て劣後的破産債権となる。
		・ 加算税又は加算金	97条5号	加算税・加算金は、本税が財団債権・優先的破産債権であっても劣後的破産債権となる。
		・ 罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権	97条6号	
		・ 破産手続参加費用	97条7号	
		・ 破産手続開始後に期限が到来すべき債権等の中間利息等	99条1項2ないし4号	
	II	約定劣後破産債権	99条2項	